［整備事業区域外において整備される場合の当該整備に係る区域における緑地及び緑化施設の面積（当該整備の実施後）の合計］
［再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する認定発電設備であるか否かの別］
［再生可能エネルギー発電設備等の管理者又は管理者となるべき者］

注１　［再生可能エネルギー発電設備等の番号］の欄には、添付する整備事業区域内に建築する建築物の配置図又は各階平面図において再生可能エネルギー発電設備等ごとに付した番号を記入してください。

２　すべての整備する再生可能エネルギー発電設備等について再生可能エネルギー発電設備等ごとに作成してください。

３　［再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する認定発電設備であるか否かの別］の欄には、認定発電設備となる予定の設備についても記入してください。

［建築物番号］
［基準一次エネルギー消費量］(GJ/年)
［設計一次エネルギー消費量］(GJ/年)
［太陽光発電設備によるエネルギー創出量の合計］(GJ/年)
［うち整備事業区域内において整備される太陽光発電設備によるエネルギー創出量の合計］(GJ/年)
［太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー発電設備等によるエネルギー創出量の合計］(GJ/年)
［非化石電源に係る電気に相当するものの量］(GJ/年)

注１　［建築物番号］の欄には、添付する整備事業区域内に建築する建築物の配置図において建築物ごとに付した番号を記入してください。

２　すべての建築物について建築物ごとに作成してください。

３　［太陽光発電設備によるエネルギー創出量の合計］及び［太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー発電設備等によるエネルギー創出量の合計］の欄には、当該建築物にエネルギーを供給するすべての当該設備によるエネルギー創出量の合計を記入してください。

４　［太陽光発電設備によるエネルギー創出量の合計］から［太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー発電設備等によるエネルギー創出量の合計］までの欄には、設計値を記入すること。

(4)　脱炭素都市再生整備事業の施行に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するための措置に関する事項